

答 申 書

小牧市国民健康保険運営協議会

平成26年11月13日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男

国民健康保険の出産育児一時金の改正について（答申）

平成26年11月13日付け26小保年第790号にて当協議会に意見を求められたことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 出産育児一時金の額について

現行39万円を健康保険法施行令の改正により改正される額40万4千円に改める。併せて、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に加算される額について、現行3万円を1万6千円に改める。

2 施行期日

健康保険法施行令の改正施行日とする。